

令和4年5月定例会

(2022年)

市議会議案参考資料

(追加議案)

- 議案第77号 吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について
- 議案第78号 吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について
- 議案第79号 令和4年度吹田市一般会計補正予算（第5号）

吹 田 市

| 議事番号 | 事 件 名 | 議案書 ページ | 参考資料 ページ |
|--------|--|------------|-------------|
| 議案第77号 | 吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について | 5 | 5 |
| 議案第78号 | 吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（機械設備工事）請負契約の一部変更について | 7 | 6 |
| 議案第79号 | 令和4年度吹田市一般会計補正予算（第5号） | 9 | 7 |

吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（建築工事）請負契約の一部変更
について

- 1 工事名 吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（建築工事）
- 2 工事場所 吹田市古江台 3 丁目 119 番 5 の一部、119 番 149 の一部
- 3 工期 令和 3 年（2021 年）3 月 31 日から令和 4 年（2022 年）7 月 29 日まで
- 4 変更部分 請負金額
変更前 1,251,336,900 円（うち消費税等額 113,757,900 円）
変更後 1,294,060,900 円（うち消費税等額 117,641,900 円）
増額金額 42,724,000 円（うち消費税等額 3,884,000 円）
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）※の適用により請負金額が変更になるため。

※ 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション等が生じ請負金額が著しく不相当となった場合に、発注者または受注者が請負金額の変更を請求できる規定

吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（機械設備工事）請負契約の一部
変更について

- 1 工事名 吹田市北千里小学校跡地複合施設建設工事（機械設備工事）
- 2 工事場所 吹田市古江台 3 丁目 119 番 5 の一部、119 番 149 の一部
- 3 工期 令和 3 年（2021 年）3 月 31 日から令和 4 年（2022 年）7 月 29 日まで
- 4 変更部分 請負金額
変更前 305,134,500 円（うち消費税等額 27,739,500 円）
変更後 305,789,000 円（うち消費税等額 27,799,000 円）
増額金額 654,500 円（うち消費税等額 59,500 円）
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）※1 及び公共工事設計労務単価の変更に係る特別措置※2の適用により請負金額が変更になるため。

※1 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション等が生じ請負金額が著しく不相当となった場合に、発注者または受注者が請負金額の変更を請求できる規定
※2 旧公共工事設計労務単価を適用して積算した契約について、受注者が新労務単価に基づく請負金額への変更協議を請求できる措置
- 6 請負金額のうち増額金額の内訳
（1）インフレスライド条項に基づく増額
352,000 円（うち消費税等額 32,000 円）
（2）公共工事設計労務単価の変更に伴う増額
302,500 円（うち消費税等額 27,500 円）

就学前児童子育て世帯支援金事業における
就学前の児童を養育する子育て世帯に対する支援金の支給について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国では、地方公共団体が、コロナ禍において物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充しました。これにより、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しするとされています。

このような状況の中、現在本市では、小学校給食費の無償化や中学校給食費の半額補助を実施し、保護者の負担軽減を行っているところです。今般、同交付金拡充の趣旨を踏まえた速やかな取組として、これまで対象としていない就学前の児童を養育する保護者に支援金を支給することにより、幅広い子育て世帯に対する支援につなげるものです。

2 事業の内容

(1) 支給対象者（対象児童数 25,000人）

次に掲げる者のうち、申請日時点において本市に居住する者。ただし、令和5年（2023年）4月1日以降に転入した者を除く。

ア 本市から児童手当を受給している者【申請不要】

イ 対象児童を養育する主たる生計維持者【要申請】

ウ 対象児童の主たる生計維持者が市外に在住する場合は、市内で対象児童と同居し、養育する者【要申請】

エ 配偶者からの暴力を理由として避難し、対象児童を養育する者【要申請】

(2) 対象児童

日本国内に住所を有する平成28年（2016年）4月2日から令和5年（2023年）4月1日までの間に出生した児童

(3) 支給額

児童1人当たり一律 50,000円

3 実施による効果

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰に直面する就学前の児童を養育する子育て世帯を支援することができます。

4 予算額

歳出 1, 250, 536 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童措置費

(大事業) 子育て支援給付事業

(小事業) 就学前児童子育て世帯支援金事業

| 節名称 | 予算額 (千円) | 積算及び説明等 |
|-------------|-------------|---------------|
| 需用費 | 417 | コピー用紙、窓あき封筒等 |
| 役務費 | 77 | 手数料 |
| 使用料及び賃借料 | 42 | 電子複写機借上料 |
| 負担金、補助及び交付金 | 1, 250, 000 | 就学前児童子育て世帯支援金 |

5 今後の予定

| | |
|---------------|--|
| 令和4年(2022年)6月 | 市議会に提案(補正予算) |
| 7月上旬～中旬 | 市ホームページ等で事業内容を周知 本市の児童手当受給者に通知を送付し、支援金を支給【申請不要】 |
| 7月中旬以降 | 申請が必要な支給対象者の申請書受付開始、内容審査後に随時支援金を支給 |

商工振興事業におけるキャッシュレス決済ポイント還元事業について

1 趣旨

コロナ禍における物価高騰等による影響を受ける市民等の支援を行うため、市内中小規模店舗において、キャッシュレス決済方式により決済した支払い額の最大30%相当額をポイント還元する事業を実施するものです。

2 事業の内容

(1) 事業内容

対象店舗でキャッシュレス決済した支払い額に応じポイントを付与

(2) 付与率等

付与率：最大30%、付与上限：7千円相当/期間（1決済事業者あたり）

(3) 対象店舗

市内のキャッシュレス決済取扱店舗のうち市が指定する中小規模店舗

(4) 対象者

対象店舗において、キャッシュレス決済サービスを利用した者

(5) 実施期間

令和4年（2022年）10月中旬から12月中旬（予定）

3 実施による効果

物価高騰等による影響を緩和するとともに、最大約23億円を超える規模の消費を生み出すことによる市内経済への波及効果をもたらすことで、地域経済の活性化を図るものです。

4 予算額

歳出 758,741千円

（款）商工費 （項）商工費 （目）商工振興費

（大事業）商工振興事業 （小事業）商工振興事業

| 節名称 | 予算額（千円） | 積算及び説明等 |
|-----|---------|------------------------------|
| 報償費 | 17 | プロポーザル方式による事業者選定に伴う学識経験者への謝礼 |
| 需用費 | 150 | 事務経費 |
| 委託料 | 758,574 | キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料 |

5 今後の予定

| | |
|---------------|----------------------------------|
| 令和4年(2022年)7月 | 予算成立後、プロポーザル方式による事業者公募 |
| 8月 | 事業者選定、事業者契約(広報媒体の作成、対象店舗の抽出、説明会) |
| 10月中旬 | キャッシュレス決済ポイント還元事業開始 |